

令和 7 年 1 2 月 3 日

備前市議会第 6 回定例会議案書

備 前 市

備前市議会第6回定例会付議事件

- 議案第112号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第113号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第114号 令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第115号 令和7年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第116号 令和7年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第117号 令和7年度備前市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第118号 令和7年度備前市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第119号 令和7年度備前市病院事業会計補正予算(第1号)
- 議案第120号 備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第121号 備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第122号 備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第123号 備前市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第124号 備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第125号 備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第126号 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第127号 備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第128号 備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第129号 備前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第130号 備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第131号 備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第132号 備前市ふれあいの館かぜまち設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第133号 備前市美術館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第134号 備前市港湾区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第135号 備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第136号 備前市職員等の旅費に関する条例の制定について
- 議案第137号 備前市瀬戸内市監査委員事務局の職員の給与の取扱いに関する条例の制定について
- 議案第138号 備前市小規模企業者及び中小企業者振興条例の制定について

- 議案第139号 第3次備前市総合計画(後期基本計画)の策定について
- 議案第140号 備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置規約の変更について
- 議案第141号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第142号 岡山県市町村税整理組合を組織する地方公共団体数の増加及び岡山県市町村税整理組合規約の変更について
- 議案第143号 備前市特別養護老人ホーム大ヶ池荘、備前市養護老人ホーム蕃山荘及び備前市デイサービスセンター大ヶ池荘の指定管理者の指定について
- 議案第144号 備前市デイサービスセンターしらうめ荘の指定管理者の指定について
- 議案第145号 頭島かた舟会館の指定管理者の指定について
- 議案第146号 備前商工会館の指定管理者の指定について
- 議案第147号 日生観光情報センターサンバースの指定管理者の指定について
- 議案第148号 日生鹿久居島古代体験の郷まほろばの指定管理者の指定について
- 議案第149号 ふれあいの館かぜまちの指定管理者の指定について
- 議案第150号 備前市教育集会所の指定管理者の指定について
- 議案第151号 備前市都市公園及び備前市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第152号 車両撤去土地明渡し等請求に関する訴えの提起について
- 議案第153号 車両撤去土地明渡し等請求に関する訴えの提起について
- 議案第154号 車両撤去土地明渡し等請求に関する訴えの提起について
- 議案第155号 車両撤去土地明渡し等請求に関する訴えの提起について

議案第112～119号

令和7年度備前市補正予算を定めることについて

下記の補正予算を定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

記

- 議案第112号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第113号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第114号 令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第115号 令和7年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第116号 令和7年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第117号 令和7年度備前市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第118号 令和7年度備前市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第119号 令和7年度備前市病院事業会計補正予算(第1号)

議案第120号

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

備前市の組織及びその任務に関する条例(平成19年備前市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「室及び」を削り、同条第1号を削り、同条第2号中「企画財政部」を「総務部」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「総務部」を「総合政策部」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削る。

第3条の表以外の部分中「室及び」を削り、同条の表市長公室の項を削り、企画財政部の項から保健福祉部の項までを次のように改める。

総務部

- (1) 市長及び副市長の秘書業務を行うとともに、庁議等に関する横断的な連絡調整を担い、円滑な市政運営を推進する。
- (2) 広聴広報活動を充実し、開かれた市政を推進する。
- (3) 適正な文書管理を通じて情報公開を推進し、市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を目指す。
- (4) 職員の政策形成能力の向上及び職場の活性化を推進し、充実した行政サービスを提供できる実行力及び意欲のある人材を確保及び育成する。

- (5) 災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。
- (6) 危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。
- (7) 交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。
- (8) 市有財産を適正に管理し、有効な活用を推進する。
- (9) 入札及び契約制度の適正な運用を推進し、設計検査及び工事検査を通じた請負契約等の適正な履行を確保する。
- (10) 市が保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら活用・再編を図る。

総合政策部

- (1) 総合計画等の主要な計画の策定並びに政策の企画及び立案を行い、持続可能で活力あるまちづくりに向けた政策を推進する。
- (2) 時代にふさわしい広域連携を推進する。
- (3) 本市の課題、目指す姿等を、関係部署と共有し、同じ方向性のもと連携する。
- (4) 市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。
- (5) 将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策を図る。
- (6) 行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。
- (7) 健全かつ計画的な財政運営を確保し、安定した財政基盤を確立する。
- (8) 市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進し、交通環境の整備充実を図る。

市民生活部

- (1) 戸籍、住民登録等の窓口サービスを充実し、市民に身近な行政を推進する。
- (2) 市民活動への支援を行い、行政と市民との協働事業を推進する。
- (3) 全ての人の人権が尊重される明るく住みよい多文化共生社会の実現を図る。
- (4) 男女が性別にとらわれず個性及び能力を発揮できる社会づくりを推進する。
- (5) 国際交流を促進し、グローバルな視野を持った人材を育成する。
- (6) 適正かつ公平な市税等の賦課徴収により、収入の確保及び財政運営の安定化を推進する。
- (7) ごみの減量及び資源化の促進その他総合的な廃棄物対策を行い、資源循環型社会の構築を推進する。
- (8) 環境監視体制を充実し、公害発生源への指導、大気及び水環境の保全、啓発等を行うことにより、環境汚染を防止し自然環境の保全を推進する。
- (9) 省資源及び省エネルギー対策の推進並びに新エネルギーの利用促進により、環境負荷の少ない社会の形成を推進する。

保健福祉部

- (1) 各世代がいいきと暮らすことができる地域社会の実現に向け、市民福祉の充実を推進

する。

- (2) 健康の保持及び増進のためのサービス提供並びに健康に対する意識の啓発を進めることにより、市民の健康管理及び健康増進を支援する。
- (3) 子育ての包括的な支援の充実等により、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。
- (4) 国民健康保険事業の財政運営の安定化に努め、適正な医療保険を推進する。
- (5) 高齢者等に対する医療費の適正な給付及び助成を推進する。
- (6) 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する。
- (7) 高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスを推進する。
- (8) 医療・福祉・介護サービスの一体的な提供体制の構築を推進する。
- (9) 高齢者が健康で生きがいをもって生活できる地域社会づくりを推進する。
- (10) 障がい者(児)に対する相談、訓練、日常生活の支援等を行い、障がい者(児)福祉を推進する。
- (11) 生活保護者及び低所得者への支援により、生活自立の援助を推進する。

第3条の表産業観光部の項第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) ふるさと納税制度を通じ、本市の魅力を積極的に発信し、応援者及び応援企業の増加を図る。
- (9) 日本遺産をはじめとする自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。

第3条の表建設部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条の表総合支所部の項を削る。

第4条中「室及び」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第120号参考資料
備前市の組織及びその任務に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第2条 政策を推進するための組織として、次の____部を設置する。</p> <p>(1) <u>総務部</u></p> <p>(2) <u>総合政策部</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(任務)</p> <p>第3条 ____部の任務は、次のとおりとし、相互の連携により、一体となつて的確に任務を遂行するものとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 政策を推進するための組織として、次の<u>室及び部</u>を設置する。</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>(2) <u>企画財政部</u></p> <p>(3) <u>総務部</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>総合支所部</u></p> <p>(任務)</p> <p>第3条 <u>室及び部</u>の任務は、次のとおりとし、相互の連携により、一体となつて的確に任務を遂行するものとする。</p> <p>市長公室</p> <p>(1) <u>市長及び副市長の秘書業務を行うとともに、庁議等に関する横断的な連絡調整を担い、円滑な市政運営を推進する。</u></p> <p>(2) <u>広聴広報活動を充実し、開かれた市政を推進する。</u></p> <p>(3) <u>ふるさと納税制度を通じ、本市の魅力を積極的に発信し、応援者</u></p>

及び応援企業の増加を図る。

- (4) 災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。
- (5) 危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。
- (6) 交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。

企画財政部

- (1) 健全かつ計画的な財政運営を確保し、安定した財政基盤を確立する。
- (2) 総合計画等の主要な計画の策定並びに政策の企画及び立案を行う
 - い、持続可能で活力あるまちづくりに向けた政策を推進する。
- (3) 時代にふさわしい広域連携を推進する。
- (4) 本市の課題、目指す姿等を、関係部署と共有し、同じ方向性のもと連携する。
- (5) 国際交流を促進し、グローバルな視野を持った人材を育成する。
- (6) 市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。
- (7) 行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。

総務部

- (1) 市長及び副市長の秘書業務を行うとともに、庁議等に関する横断的な連絡調整を担い、円滑な市政運営を推進する。
- (2) 広聴広報活動を充実し、開かれた市政を推進する。
- (3) 適正な文書管理を通じて情報公開を推進し、市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を目指す。
- (4) 職員の政策形成能力の向上及び職場の活性化を推進し、充実した行政サービスの提供できる実行力及び意欲のある人材を確保及び育成する。
- (5) 災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。
- (6) 危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。
- (7) 交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。

(8) 市有財産を適正に管理し、有効な活用を推進する。

(9) 入札及び契約制度の適正な運用を推進し、設計検査及び工事検査を通じて請負契約等の適正な履行を確保する。

(10) 市が保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら活用・再編を図る。

総合政策部

(1) 総合計画等の主要な計画の策定並びに政策の企画及び立案を行い、持続可能で活力あるまちづくりに向けた政策を推進する。

(2) 時代にふさわしい広域連携を推進する。

(3) 本市の課題、目指す姿等を、関係部署と共有し、同じ方向性のもと連携する。

(4) 市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。

(5) 将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策を図る。

(6) 行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。

(7) 健全かつ計画的な財政運営を確保し、安定した財政基盤を確立する。

総務部

(1) 適正な文書管理を通じて情報公開を推進し、市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を目指す。

(2) 職員の政策形成能力の向上及び職場の活性化を推進し、充実した行政サービスを提供できる実行力及び意欲のある人材を確保及び育成する。

(3) 市有財産を適正に管理し、有効な活用を推進する。

(4) 入札及び契約制度の適正な運用を推進し、設計検査及び工事検査を通じて請負契約等の適正な履行を確保する。

(5) 市が保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら活用・再編を図る。

(6) 適正かつ公平な市税等の賦課徴収により、収入の確保及び財政運営の安定化を推進する。

(8) 市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進し、交通環境の整備充実を図る。

市民生活部

(1) 戸籍、住民登録等の窓口サービスを充実し、市民に身近な行政を推進する。

(2) 市民活動への支援を行い、行政と市民との協働事業を推進する。

(3) 全ての人の人権が尊重される明るく住みよい多文化共生社会の実現を図る。

(4) 男女が性別にとらわれず個性及び能力を発揮できる社会づくりを推進する。

(5) 国際交流を促進し、グローバルな視野を持った人材を育成する。

(6) 適正かつ公平な市税等の賦課徴収により、収入の確保及び財政運営の安定化を推進する。

(7) ごみの減量及び資源化の促進その他総合的な廃棄物対策を行い、資源循環型社会の構築を推進する。

(8) 環境監視体制を充実し、公害発生源への指導、大気及び水環境の保全、啓発等を行うことにより、環境汚染を防止し自然環境の保全を推進する。

(9) 省資源及び省エネルギー対策の推進並びに新エネルギーの利用

市民生活部

(1) 戸籍、住民登録等の窓口サービスを充実し、市民に身近な行政を推進する。

(2) 市民活動への支援を行い、行政と市民との協働事業を推進する。

(3) 全ての人の人権が尊重される明るく住みよい社会を実現する。

(4) 男女が性別にとらわれず個性及び能力を発揮できる社会づくりを推進する。

(5) 市政に対する意見等の積極的な収集及び生活環境のきめ細かな支援を推進する。

(6) ごみの減量及び資源化の促進その他総合的な廃棄物対策を行い、資源循環型社会の構築を推進する。

(7) 環境監視体制を充実し、公害発生源への指導、大気及び水環境の保全、啓発等を行うことにより、環境汚染を防止し自然環境の保全を推進する。

(8) 省資源及び省エネルギー対策の推進並びに新エネルギーの利用促進により、環境負荷の少ない社会の形成を推進する。

(9) 市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進

促進により、環境負荷の少ない社会の形成を推進する。

保健福祉部

- (1) 各世代がいいきと暮らすことができる地域社会の実現に向け、市民福祉の充実を推進する。
- (2) 健康の保持及び増進のためのサービス提供並びに健康に対する意識の啓発を進めることにより、市民の健康管理及び健康増進を支援する。
- (3) 子育ての包括的な支援の充実等により、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。
- (4) 国民健康保険事業の財政運営の安定化に努め、適正な医療保険を推進する。
- (5) 高齢者等に対する医療費の適正な給付及び助成を推進する。
- (6) 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する。
- (7) 高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスを推進する。

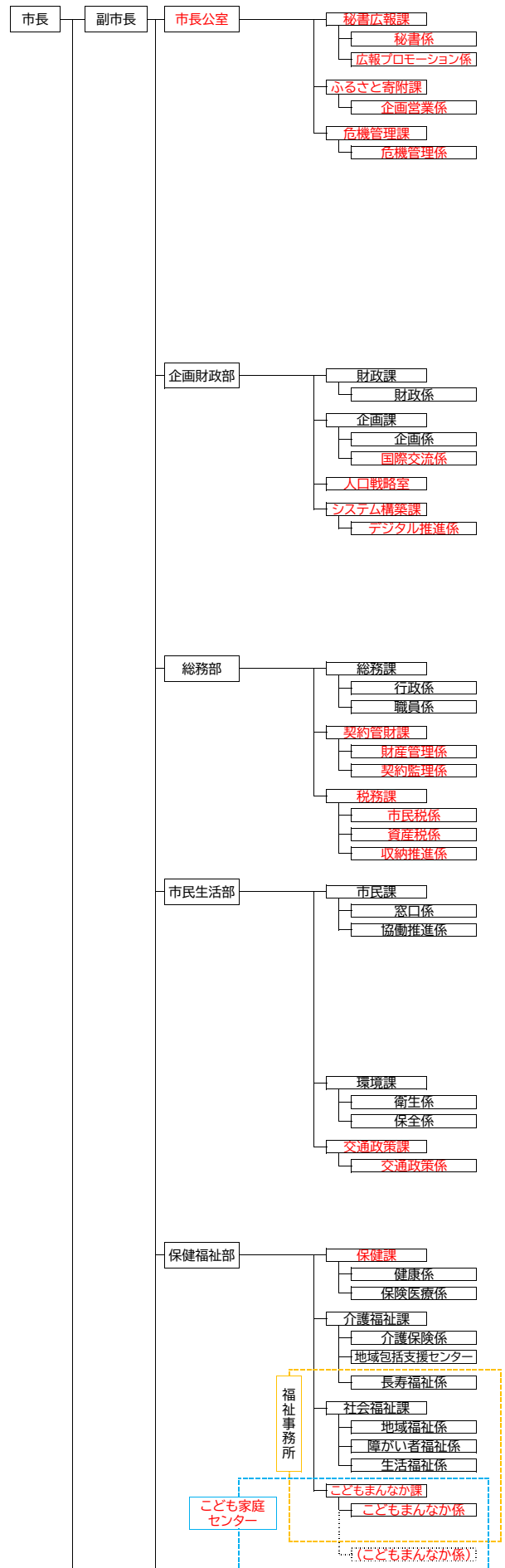
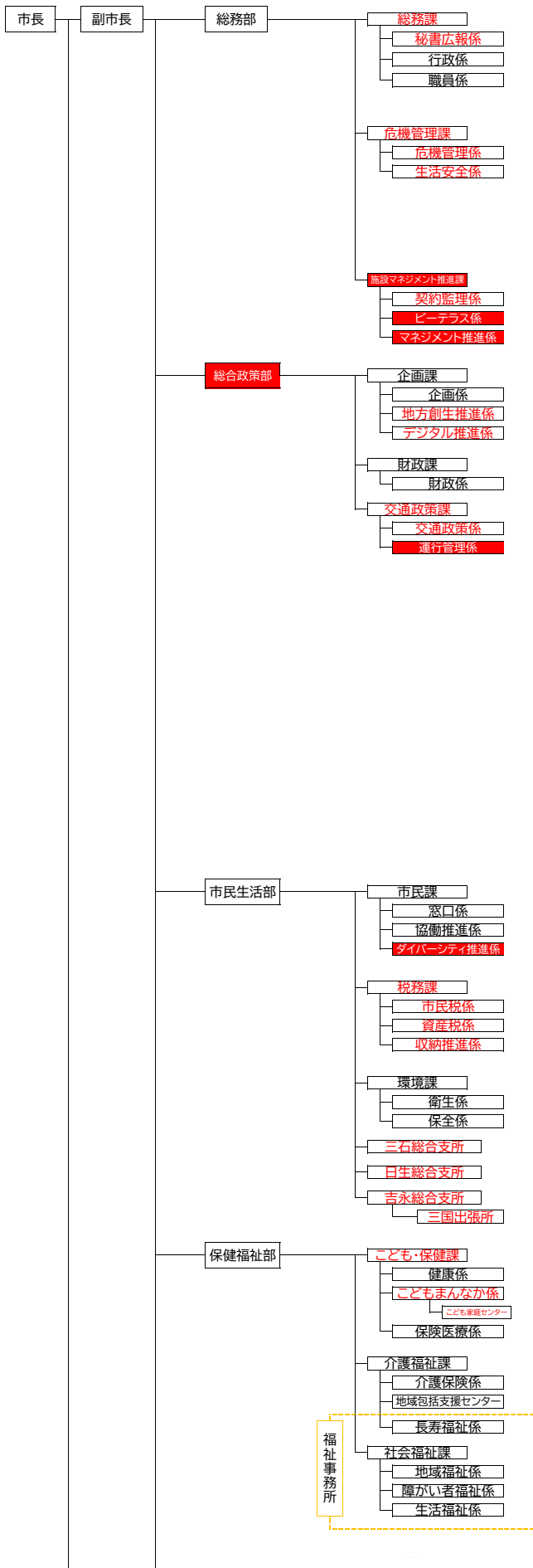
し、交通環境の整備充実を図る。

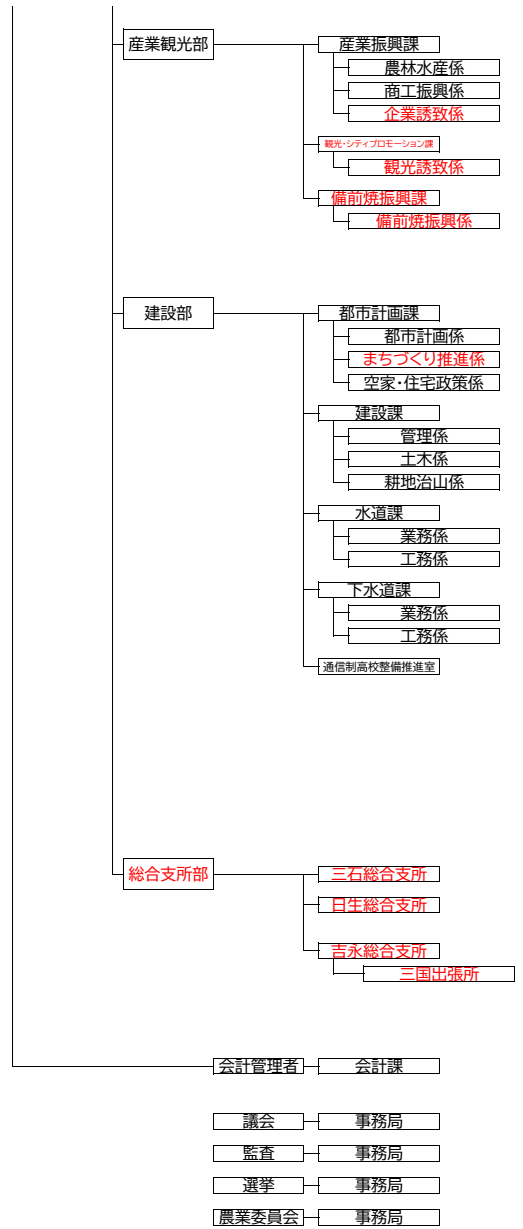
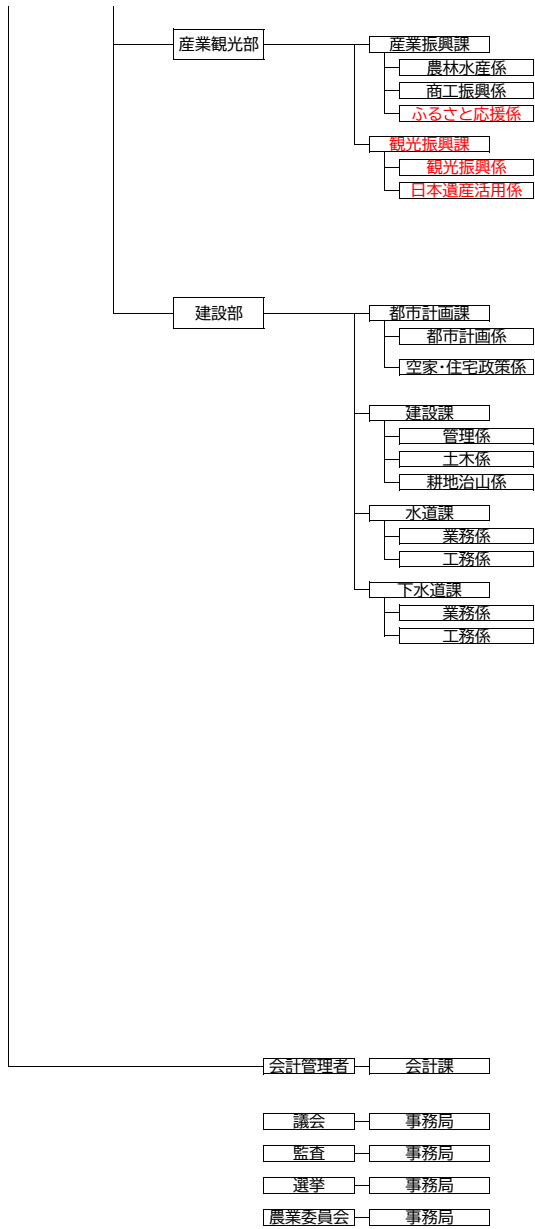
保健福祉部

- (1) 各世代がいいきと暮らすことができる地域社会の実現に向け、市民福祉の充実を推進する。
- (2) 健康の保持及び増進のためのサービス提供並びに健康に対する意識の啓発を進めることにより、市民の健康管理及び健康増進を支援する。
- (3) 国民健康保険事業の財政運営の安定化に努め、適正な医療保険を推進する。
- (4) 高齢者等に対する医療費の適正な給付及び助成を推進する。
- (5) 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する。
- (6) 高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスを推進する。
- (7) 医療・福祉・介護サービスの一体的な提供体制の構築を推進する。

<p>(8) <u>医療・福祉・介護サービス</u>の<u>一体的な提供体制の構築を推進する。</u></p> <p>(9) <u>高齢者が健康で生きがいをもって生活できる地域社会づくりを推進する。</u></p> <p>(10) <u>障がい者(児)に対する相談、訓練、日常生活の支援等を行い、障がい者(児)福祉を推進する。</u></p> <p>(11) <u>生活保護者及び低所得者への支援により、生活自立の援助を推進する。</u></p> <p>産業観光部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>ふるさと納税制度を通じ、本市の魅力を積極的に発信し、応援企业及び応援企業の増加を図る。</u></p> <p>(9) <u>日本遺産をはじめとする自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。</u></p> <p>建設部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>安全かつ安心で安定した給水を確保する。</u></p> <p>(6) <u>公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進</u></p>	<p>(8) <u>高齢者が健康で生きがいをもって生活できる地域社会づくりを推進する。</u></p> <p>(9) <u>障がい者(児)に対する相談、訓練、日常生活の支援等を行い、障がい者(児)福祉を推進する。</u></p> <p>(10) <u>生活保護者及び低所得者への支援により、生活自立の援助を推進する。</u></p> <p>(11) <u>子育ての包括的な支援の充実等により、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。</u></p> <p>産業観光部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。</u></p> <p>(9) <u>備前焼の技術と伝統を次世代に伝えていくため、備前焼の魅力を国内外に向けて発信する。</u></p> <p>建設部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策を図る。</u></p> <p>(6) <u>安全かつ安心で安定した給水を確保する。</u></p> <p>(7) <u>公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進</u></p>
--	--

<p>する。</p> <p>総合支所部</p> <p>身近な行政サービス及び市政全般に係る一次的な業務を行い、地域に密着した持続可能な行政の推進を図る。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 室及び部の内部組織その他必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>する。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 _____部の内部組織その他必要な事項は、規則で定める。</p>
--	--





注) 白抜き文字は新設部署、赤文字は名称等変更部署

議案第121号

備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年備前市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
市長	備前市子ども医療費給付条例(平成17年備前市条例第126号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
	備前市障害者医療費給付条例(平成17年備前市条例第138号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
	備前市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年備前市条例第128号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2市長の部生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市長	<p>備前市子ども医療生活保護法による保護の実施若しくは 費給付条例に基づき就労自立給付金若しくは進学準備給付 金に医療費給付に関する情報(以下「生活保護 する事務であつて関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号)第7条第4号に規定す る事項(以下「住民票関係情報」とい う。)、地方税法(昭和25年法律第226号) その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する 情報(以下「地方税関係情報」という。)、 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)による医療に関 する給付の支給又は保険料等の徴収に 関する情報(以下「医療保険給付等関係 情報」という。)であつて規則で定めるも の</p>	<p>備前市子ども医療生活保護法による保護の実施若しくは 費給付条例に基づき就労自立給付金若しくは進学準備給付 金に医療費給付に関する情報(以下「生活保護 する事務であつて関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号)第7条第4号に規定す る事項(以下「住民票関係情報」とい う。)、地方税法(昭和25年法律第226号) その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する 情報(以下「地方税関係情報」という。)、 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)による医療に関 する給付の支給又は保険料等の徴収に 関する情報(以下「医療保険給付等関係 情報」という。)であつて規則で定めるも の</p>
市長	<p>備前市障害者医療生活保護関係情報、住民票関係情報、地 方税関係情報、身体障害者福祉法(昭和2 4年法律第283号)による身体障害者手帳 に関する事務であつて又は精神保健及び精神障害者福祉に関</p>	<p>備前市障害者医療生活保護関係情報、住民票関係情報、地 方税関係情報、身体障害者福祉法(昭和2 4年法律第283号)による身体障害者手帳 に関する事務であつて又は精神保健及び精神障害者福祉に関</p>

<p>規則で定めるもの</p> <p>精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>規則で定めるもの</p> <p>精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>規則で定めるもの</p> <p>精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>規則で定めるもの</p> <p>精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>

<p>収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--

議案第122号

備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

備前市印鑑登録及び証明に関する条例(平成17年備前市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)附則第1条各号列記以外の部分に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第122号参考資料
備前市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けた被登録者は、当該個人番号カードに記録された個人番号カード利用利用者証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。))第22条第1項の個人番号カード利用利用者証明書(電子署名をいう。))又は当該被登録者の移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。))に記録された移動端末設備利用者証明書(公的個人認証法第35条の2第1項の移動端末設備利用者証明書(電子署名をいう。))を利用することにより、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書等を発行する機能を有するものをいう。))で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けた被登録者は、当該個人番号カードに記録された個人番号カード利用利用者証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。))第22条第1項の個人番号カード利用利用者証明書(電子署名をいう。))又は当該被登録者の移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。))に記録された移動端末設備利用者証明書(公的個人認証法第35条の2第1項の移動端末設備利用者証明書(電子署名をいう。))を利用することにより、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書等を発行する機能を有するものをいう。))で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

議案第123号

備前市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

備前市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の
一部を改正する条例

備前市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成
19年備前市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に期日を告示される選挙から適用する。

議案第123号参考資料

備前市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(公費による支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>2 前項の規定によりビラの作成を業とする者に対して支払う額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内とする。</p>	<p>(公費による支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>2 前項の規定によりビラの作成を業とする者に対して支払う額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内とする。</p>

議案第124号

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 備前市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年備前市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の211.25」を「100分の213.75」に改める。

第2条 備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の213.75」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の備前市長等の給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の備前市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第124号参考資料

備前市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした場合)においては、退職等をした日現在)において受けるべき給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の213.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした場合)においては、退職等をした日現在)において受けるべき給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の211.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

備前市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした場合)においては、退職等をした日現在)において受けるべき給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の212.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした場合)においては、退職等をした日現在)において受けるべき給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の213.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

議案第125号

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「5,000円」を「8,000円」に改める。

第21条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

一般職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		

29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	

64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			

	99	309,500	360,200						
	100	309,900	360,600						
	101	310,100	361,100						
	102	310,400	361,500						
	103	310,700	361,900						
	104	311,000	362,300						
	105	311,200	362,800						
	106	311,500	363,200						
	107	311,800	363,500						
	108	312,100	363,800						
	109	312,300	364,200						
	110	312,600							
	111	313,000							
	112	313,300							
	113	313,500							
	114	313,700							
	115	314,000							
	116	314,400							
	117	314,600							
	118	314,800							
	119	315,100							
	120	315,400							
	121	315,700							
	122	315,900							
	123	316,200							
	124	316,500							
	125	316,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

一般職給料表(2)

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600	

31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	

66	251,100	269,200	299,000	325,100
67	251,400	269,500	299,500	325,500
68	251,600	269,700	300,000	326,000
69	251,800	269,900	300,400	326,300
70	252,100	270,200	300,800	326,800
71	252,400	270,500	301,200	327,300
72	252,600	270,700	301,600	327,700
73	252,800	270,900	302,000	327,900
74	253,100	271,200	302,300	328,200
75	253,400	271,500	302,700	328,400
76	253,600	271,700	303,100	328,700
77	253,800	271,900	303,500	329,000
78	254,100	272,200	303,900	329,300
79	254,400	272,500	304,300	329,600
80	254,600	272,700	304,700	329,800
81	254,800	272,900	305,000	330,000
82	255,100	273,200	305,500	330,300
83	255,300	273,500	305,900	330,600
84	255,600	273,700	306,400	330,800
85	255,800	273,900	306,700	331,000
86	256,000	274,100	307,200	331,200
87	256,300	274,400	307,700	331,500
88	256,600	274,700	308,000	331,800
89	256,800	274,900	308,400	332,000
90	257,100	275,100	308,900	332,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600
92	257,600	275,600	309,900	332,800
93	257,800	275,900	310,200	333,000
94	258,100	276,200	310,600	333,300
95	258,400	276,500	311,000	333,600
96	258,600	276,700	311,500	333,800
97	258,800	276,900	311,900	334,000
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	

101	259,800	277,900	313,200
102	260,100	278,100	313,600
103	260,400	278,400	313,900
104	260,600	278,700	314,300
105	260,800	278,900	314,600
106		279,100	315,000
107		279,400	315,400
108		279,600	315,600
109		279,900	315,800
110		280,200	316,100
111		280,500	316,400
112		280,700	316,600
113		280,900	316,800
114		281,200	317,100
115		281,400	317,400
116		281,600	317,600
117		281,900	317,800
118		282,200	318,100
119		282,500	318,400
120		282,700	318,600
121		282,900	318,800
122		283,100	319,100
123		283,400	319,400
124		283,700	319,600
125		283,900	319,800
126		284,100	320,100
127		284,400	320,400
128		284,700	320,600
129		284,900	320,800
130		285,100	
131		285,400	
132		285,700	
133		285,900	
134		286,100	
135		286,400	

	136		286,700			
	137		286,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円 206,200	円 217,300	円 235,900	円 257,800	円 290,200

別表第2(第4条関係)

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	

21	237, 200	262, 300	289, 900	311, 000	356, 000	405, 100
22	238, 000	263, 200	290, 800	312, 200	357, 500	406, 400
23	238, 900	264, 000	291, 700	313, 400	359, 000	407, 700
24	239, 700	264, 800	292, 400	314, 500	360, 500	408, 800
25	240, 600	265, 600	293, 100	315, 700	361, 900	409, 900
26	241, 500	266, 400	294, 000	316, 900	363, 400	411, 000
27	242, 400	267, 200	294, 900	318, 000	364, 900	412, 100
28	243, 300	268, 000	295, 600	319, 200	366, 300	413, 200
29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700	414, 000
30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300	414, 800
31	245, 600	270, 300	298, 300	322, 800	370, 700	415, 500
32	246, 400	271, 100	299, 300	324, 000	372, 200	416, 300
33	247, 100	271, 900	300, 300	325, 100	373, 400	416, 700
34	247, 700	272, 700	301, 400	326, 200	374, 500	417, 300
35	248, 400	273, 300	302, 400	327, 400	375, 700	417, 800
36	249, 100	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800	418, 200
37	249, 800	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800	418, 600
38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600	418, 800
39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500	419, 100
40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400
41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700
42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000
43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300
44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600
45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800
46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100
47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400
48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700
49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900
50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100
51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400
52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700
53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800	
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500	

56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
78	265,000	301,000	338,100	359,700	
79	265,300	301,200	338,500	359,900	
80	265,500	301,500	339,000	360,200	
81	265,700	301,800	339,500	360,700	
82	266,000	302,000	339,800	361,000	
83	266,300	302,300	340,000	361,300	
84	266,500	302,600	340,300	361,600	
85	266,700	302,800	340,700	362,000	
86		303,000	341,100	362,300	
87		303,200	341,400	362,600	
88		303,400	341,700	362,900	
89		303,800	342,000	363,300	
90		304,000	342,200	363,600	

	91		304,200	342,600	363,800		
	92		304,400	342,900	364,100		
	93		304,800	343,100	364,400		
	94		305,000	343,400	364,800		
	95		305,200	343,700	365,200		
	96		305,500	343,900	365,600		
	97		305,800	344,100	366,100		
	98		306,000	344,400	366,500		
	99		306,200	344,700	366,900		
	100		306,500	344,900	367,300		
	101		306,800	345,100	367,800		
	102		307,000	345,300			
	103		307,200	345,700			
	104		307,500	345,900			
	105		307,800	346,100			
	106			346,400			
	107			346,800			
	108			347,200			
	109			347,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000

医療職給料表(3)

職員の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
短時間	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
勤務職	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800

員以外 の職員	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200

39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	

74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	306,000	337,100	371,400	390,600	

109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		
137	313,900	345,500		
138	314,200	345,900		
139	314,500	346,300		
140	314,800	346,700		
141	315,000	347,000		
142	315,300	347,400		
143	315,700	347,700		

	144	316,000	348,100				
	145	316,200	348,400				
	146	316,400	348,800				
	147	316,700	349,200				
	148	317,000	349,600				
	149	317,200	349,900				
	150	317,400	350,300				
	151	317,700	350,700				
	152	318,000	351,100				
	153	318,400	351,400				
	154	318,600					
	155	318,800					
	156	319,100					
	157	319,400					
	158	319,700					
	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

別表第3(第4条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	230,700	273,800	295,800	331,400
	2	232,100	274,900	297,100	333,600
	3	232,400	275,900	298,500	335,600
	4	233,700	277,000	299,800	337,800
	5	234,100	278,000	301,000	339,700
	6	235,400	279,000	302,300	341,900
	7	235,700	279,800	303,600	344,100
	8	237,100	280,700	304,800	346,100
	9	237,400	281,600	305,900	348,200
	10	238,300	282,400	307,200	350,000
	11	239,200	283,200	308,400	351,700
	12	240,000	284,000	309,800	353,400
	13	240,500	284,700	311,100	354,600
	14	243,100	285,500	312,200	356,600
	15	244,400	286,400	313,200	358,300
	16	246,900	287,000	314,300	360,000
	17	247,800	287,700	315,400	361,600
	18	248,800	288,600	316,700	363,200
	19	249,700	289,300	317,800	364,900
	20	250,700	290,100	319,100	366,500
	21	251,800	290,800	320,200	368,300
	22	252,700	291,500	321,600	370,100
	23	253,700	292,300	322,900	372,000
	24	254,500	293,000	324,300	373,900
	25	255,300	299,900	325,500	375,400
	26	256,100	301,400	326,900	376,800
	27	256,700	302,700	328,200	378,300
	28	257,400	304,000	329,600	379,700
	29	258,100	305,300	330,900	381,600
30	258,700	306,700	332,200	384,600	

31	259,400	308,000	333,500	387,200
32	260,000	309,500	334,700	390,200
33	260,500	310,800	335,600	393,400
34	261,200	312,100	336,900	394,300
35	261,800	313,200	338,300	395,400
36	262,300	314,300	339,600	396,400
37	262,800	315,400	340,800	397,200
38	263,200	316,700	342,100	398,200
39	263,500	317,800	343,400	399,100
40	263,900	319,100	344,600	399,900
41	264,200	320,200	346,400	400,700
42	264,500	321,600	349,000	401,600
43	266,000	322,900	351,600	402,400
44	269,200	324,300	354,300	403,100
45	272,500	325,500	356,800	403,800
46	274,600	326,900	359,500	404,600
47	276,900	328,200	362,000	405,300
48	279,200	329,600	364,700	406,000
49	281,600	330,900	368,300	406,500
50	282,400	332,200	370,100	407,100
51	283,200	333,500	372,000	407,700
52	284,000	334,700	373,900	408,500
53	284,700	335,600	375,400	408,900
54	285,500	336,900	376,800	409,500
55	286,400	338,300	378,300	410,100
56	287,000	339,600	379,700	410,600
57	287,700	340,800	381,300	411,000
58	288,600	342,100	382,100	411,700
59	289,300	343,400	383,000	412,300
60	290,100	344,600	384,100	412,800
61	290,800	346,000	385,000	413,200
62	291,500	347,000	386,100	413,700
63	292,300	348,100	387,100	414,200
64	293,000	349,300	388,100	414,900
65	293,800	350,000	389,000	415,200

66	294,400	350,900	389,700	415,600
67	295,100	351,600	390,500	415,900
68	295,800	352,500	391,100	416,300
69	296,500	353,300	391,500	417,000
70	297,100	353,700	392,100	417,900
71	297,900	354,200	392,700	418,700
72	298,600	355,000	393,400	419,500
73	299,100	355,800	393,800	420,300
74	299,800	356,500	394,500	421,100
75	300,400	357,200	395,200	422,000
76	301,100	357,800	395,800	422,800
77	301,800	358,400	396,100	423,700
78	302,400	359,000	396,600	424,500
79	303,000	359,500	397,300	425,400
80	303,800	360,100	397,900	426,200
81	304,400	360,400	398,200	427,100
82	305,000	360,900	398,800	427,900
83	305,600	361,200	399,500	428,800
84	306,100	361,700	400,200	429,600
85	306,600	362,100	400,600	430,400
86	307,200	362,600	401,100	431,200
87	307,700	363,100	401,700	432,100
88	308,400	363,600	402,200	432,900
89	308,800	363,900	402,700	433,800
90	309,300	364,300	403,300	434,600
91	309,800	364,800	403,800	435,500
92	310,500	365,200	404,100	436,200
93	311,000	365,500	404,500	436,800
94	311,400	365,900	405,000	437,600
95	311,700	366,300	405,400	438,500
96	312,000	366,700	405,800	439,300
97	312,200	366,900	406,900	440,200
98	312,600	367,300	407,600	440,900
99	312,800	367,700	408,400	441,700
100	313,100	368,200	409,200	442,600

101	313, 300	368, 400	410, 400	443, 400
102	313, 500	368, 700	411, 100	444, 200
103	313, 800	369, 100	411, 800	444, 900
104	314, 000	369, 400	412, 500	445, 800
105	314, 300	369, 700	413, 300	446, 600
106	314, 500	370, 100	414, 200	447, 400
107	314, 800	370, 500	415, 000	448, 200
108	315, 100	370, 900	415, 800	449, 100
109	315, 500	371, 500	416, 400	449, 800
110	315, 800	371, 900	417, 300	
111	316, 100	372, 300	418, 100	
112	316, 400	372, 700	418, 900	
113	316, 600	373, 200	419, 600	
114	316, 800	373, 600	420, 400	
115	317, 100	373, 900	421, 300	
116	317, 500	374, 200	422, 100	
117	317, 700	374, 700	422, 800	
118	318, 000	375, 100	423, 600	
119	318, 300	375, 500	424, 500	
120	318, 800	375, 900	425, 300	
121	319, 000	376, 400	426, 000	
122	319, 300	376, 800	426, 800	
123	319, 600	377, 200	427, 700	
124	319, 900	377, 600	428, 500	
125	320, 100	378, 000	429, 300	
126		378, 500	430, 100	
127		378, 900	430, 800	
128		379, 200	431, 700	
129		379, 600	432, 500	
130		380, 000	433, 300	
131		380, 300	434, 100	
132		380, 700	435, 000	
133		381, 100	435, 600	
134		381, 600	436, 300	
135		382, 000	437, 100	

	136		382,400	438,000	
	137		382,800	438,800	
	138		383,200	439,600	
	139		383,500	440,300	
	140		383,900	441,100	
	141			442,000	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		201,700	265,600	302,200	358,700

第2条 備前市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の備前市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の備前市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年備前市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年備前市条例第36号」を「令和7年備前市条例第 号」に、「備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の」を「備前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(別表第1から別表第3までの改正規定に限る。)の」に改める。

議案第125号参考資料
備前市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき<u>8,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき<u>5,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と<u>する。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p>

<p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p> <p>別表第3 (略)</p>	<p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105</p> <p>額の総額 _____ を乗じて得た</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の50 _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p> <p>別表第3 (略)</p>
--	--

備前市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当</p>

<p>該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場においては100分の105、12月に支給する場においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場においては100分の50、12月に支給する場においては100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

議案第126号

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年備前市条例第
53号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」を「100分の127.5」とあるのは「100
分の97.5」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」を「100分の107.5」とあるのは「100
分の90」に改める。

第2条 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第126号参考資料

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>405,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>455,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>508,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>574,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>655,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>765,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>893,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	7	893,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>740,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>864,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000
号給	給料月額(円)																																
1	405,000																																
2	455,000																																
3	508,000																																
4	574,000																																
5	655,000																																
6	765,000																																
7	893,000																																
号給	給料月額(円)																																
1	392,000																																
2	440,000																																
3	492,000																																
4	555,000																																
5	634,000																																
6	740,000																																
7	864,000																																
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>																																
<p>(給与条例の適用除外等)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p>																																
<p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条及び第20条の2から第22条までの規定の適用については、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及び特定任期付職員」</p>	<p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条及び第20条の2から第22条までの規定の適用については、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及び特定任期付職員」</p>																																

<p>と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>	<p>と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>
--	--

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条及び第20条の2から第22条までの規定の適用については、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条及び第20条の2から第22条までの規定の適用については、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

議案第127号

備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

備前市学校給食共同調理場設置条例(平成17年備前市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	構成	位置
備前市立西鶴山共同調理場	西鶴山小学校	備前市畠田22番地1
	香登小学校	
	伊部小学校	
備前市立伊里共同調理場	片上小学校	備前市友延309番地1
	伊里小学校	
	東鶴山小学校	
	吉永小学校	
	備前中学校	
	伊里中学校	
	吉永中学校	

備前市立日生共同調理場	三石小学校	備前市日生町寒河380番地79
	日生西小学校	
	日生東小学校	
	三石中学校	
	日生中学校	

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

議案第127号参考資料
備前市学校給食共同調理場設置条例新旧対照表

改正案		現行	
(名称、構成及び位置)		(名称、構成及び位置)	
第2条 共同調理場の名称、構成及び位置は、次のとおりとする。		第2条 共同調理場の名称、構成及び位置は、次のとおりとする。	
名称	構成	名称	構成
備前市立西鶴山共同調理場	西鶴山小学校 香登小学校 伊部小学校	備前市立西鶴山共同調理場	西鶴山小学校 香登小学校 伊部小学校
位置	備前市皇田22番地1	位置	備前市皇田22番地1
名称	構成	名称	構成
備前市立伊里共同調理場	片上小学校 伊里小学校 東鶴山小学校 吉永小学校 備前中学校 伊里中学校 吉永中学校	備前市立伊里共同調理場	片上小学校 伊里小学校 東鶴山小学校 三石小学校 備前中学校 伊里中学校 三石中学校
位置	備前市友延309番地1	位置	備前市友延309番地1
名称	構成	名称	構成
備前市立日生共同調理場	三石小学校 日生西小学校 日生東小学校 三石中学校 日生中学校	備前市立日生共同調理場	日生西小学校 日生東小学校 日生中学校
位置	備前市日生町寒河380番地79	位置	備前市日生町寒河380番地79
名称	構成	名称	構成
備前市立吉永共同調理場	吉永小学校 三石中学校 日生中学校	備前市立吉永共同調理場	吉永小学校 吉永中学校
位置	備前市吉永町岩崎363番地	位置	備前市吉永町岩崎363番地

議案第128号

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年備前市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「事業所内保育事業」の次に「(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)」を加え、「意向」を「希望」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該」を削り、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」

を「第1項第2号」に改め、同項第1号中「と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること」を「が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること」に改め、同号に次のように加える。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第7条第2項第2号中「次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること」を「市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等において乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等において行われた乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項中「家庭的保育者」の次に「(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)」を、「した保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。))の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を加える。

第30条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第32条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を、「者(以下」の次に「この条において)」を加える。

第45条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第48条第1項中「。以下」の次に「この条及び次条において」を、「事業所(」の次に「以下この条及び次条において」を加え、「保育従事者」を「保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。))を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。))」に改める。

附則第3項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第128号参考資料

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。))を<u>実施</u>すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う</p> <p>———こと。</p> <p>(2) (略)</p>

<p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて保育を提供すること。</p>	<p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業)の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の意向に基づき、引き続き連携施設において受け入れて保育を提供すること。</p>
<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	
<p>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	
<p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p>	
<p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の</p>	<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の</p>

確保が著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

確保が著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4 (略)

<p>7 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の1</u> <u>第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を 与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲</u> <u>げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条</u> <u>又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u>(以下この 項において「<u>健康診断等</u>」という。)が行われた場合であつて、当該健 康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる <u>健康診断の全部又は一部に</u> 相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる健康診断の全部又は一部</u> を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、 それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断等</u>の結果 を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1069 1115 1396 2033"> <tr> <td data-bbox="1069 1568 1117 2033">児童相談所等における乳児又は幼児</td> <td data-bbox="1069 1115 1117 1568">利用乳幼児に対する利用開始時の健</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1117 1568 1165 2033">(以下「乳幼児」という。)の利用開始</td> <td data-bbox="1117 1115 1165 1568">健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1165 1568 1212 2033">前の健康診断</td> <td data-bbox="1165 1115 1212 1568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1212 1568 1260 2033">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="1212 1115 1260 1568">利用乳幼児に対する利用開始時の健</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1260 1568 1308 2033"></td> <td data-bbox="1260 1115 1308 1568">康診断、定期の健康診断又は臨時の</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1308 1568 1356 2033"></td> <td data-bbox="1308 1115 1356 1568">健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児	利用乳幼児に対する利用開始時の健	(以下「乳幼児」という。)の利用開始	健康診断	前の健康診断		乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健		康診断、定期の健康診断又は臨時の		健康診断	<p>5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の1</u> <u>第0各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を 与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等にお</u> <u>いて乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の<u>健康診断</u> <u>が行われた場合であつて、当該健</u> <u>康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に</u> <u>相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部</u> <u>を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等において行われた乳幼児の利用開始前の健康診断の結果</u> <u>を把握しなければならない。</u></p>
児童相談所等における乳児又は幼児	利用乳幼児に対する利用開始時の健												
(以下「乳幼児」という。)の利用開始	健康診断												
前の健康診断													
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健												
	康診断、定期の健康診断又は臨時の												
	健康診断												

<p>3・4 (略) (職員) 第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略) (職員)</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>3・4 (略) (職員) 第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者_____は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した保育士_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略) (職員)</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士_____</p> <p>_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

<p>いう。)には、<u>保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所</u>にあつては、<u>保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士</u>。次項において同じ。)その他<u>保育に従事する職員</u>として市長が行う<u>研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)</u>を修了した者(以下この条において「<u>保育従事者</u>」と<u>いう。)</u>、<u>嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合にあつては、調理員を置かないことができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>3 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、<u>連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</u></p>	<p>いう。)には、<u>保育従事者</u></p> <p>____、<u>嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合にあつては、調理員を置かないことができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>3 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、<u>連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</u></p>
---	--

議案第129号

備前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

備前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

備前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年備前市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改め、「C型をいう。」の次に「附則第4項において同じ。」を加える。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同条第9項を同条第11項とし、同条第8項中「市」を「市長」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「市」を「市長」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「市」を「市長」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に

掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。))」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「市」を「市長」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号中「と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること」を「が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第42条第2項第2号中「前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること」を「市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

備前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園)である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるもの)に限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号</p> <p>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるもの)に限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p>

<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 市長は、<u>特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p>(2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う</p> <p>——— こと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
---	---

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項においては「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものという。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること
_____。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

2 市は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること
_____。

<p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) _____特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>6 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	<p>4 市____は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p>
<p>7 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市____が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第1項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市____が適当と認めるもの</p>

<p>の(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
---	---

議案第130号

備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年備前市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第130号参考資料

備前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士<u>に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所</u>にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士<u>その他</u>乳児等通園支援に従事する職員として市が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第131号

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年備前市
条例第22号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の
区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域
に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第131号参考資料

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日(当該日が2以上あるときは、最も遅い日)から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)でなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日(当該日が2以上あるときは、最も遅い日)から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)でなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士</p> <p>—の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

議案第132号

備前市ふれあいの館かぜまち設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市ふれあいの館かぜまち設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市ふれあいの館かぜまち設置条例の一部を改正する条例

備前市ふれあいの館かぜまち設置条例(平成17年備前市条例第184号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,500円」を「4,000円」に、「2,500円」を「3,000円」に、「350円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第132号参考資料

備前市ふれあい館かぜまち設置条例新旧対照表

改正案		現行	
別表(第11条、第14条関係)		別表(第11条、第14条関係)	
区分	使用料	区分	使用料
宿泊	大人(中学生以上)	大人(中学生以上)	1人1泊につき 3,500円
	小人(小学生以下。ただし、3歳以下の者は除く。)	小人(小学生以下。ただし、3歳以下の者は除く。)	1人1泊につき 2,500円
会議、研修等	1人につき	会議、研修等	1時間当たり 350円
その他	市長が別に定める額	その他	市長が別に定める額

議案第133号

備前市美術館条例の一部を改正する条例の制定について

備前市美術館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市美術館条例の一部を改正する条例

備前市美術館条例(令和6年備前市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「施設」の次に「又は備品等」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条、第14条関係)

区分	単位	使用料	
		市民(市内に所在地がある法人を含む。)	市民以外
1階講堂	1時間	400円	600円
1階展示室0	1日	4,000円	6,000円
3階ラウンジ	1日	5,000円	7,500円
3階茶室(立礼式含む。)	1日	5,000円	7,500円
備品等		規則で定める額	

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 赤穂市又は上郡町に住所(法人の場合は所在地)を有する者については、市民とみなす。
- 3 冷暖房装置を使用する場合は、使用した1時間につき200円を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第11条第1項の改正規定による備品等の使用許可を受けようとする者は、施行日前においても、その利用の申請に関し必要な行為をすることができる。

議案第133号参考資料
備前市美術館条例新旧対照表

改正案		現行				
(使用の許可) 第11条 別表第2区分の欄に掲げる美術館の施設又は備品等を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならぬ。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。		(使用の許可) 第11条 別表第2区分の欄に掲げる美術館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならぬ。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。				
2 (略)		2 (略)				
別表第2(第11条、第14条関係)		別表第2(第11条、第14条関係)				
区分	単位	区分	単位			
1階講堂	1時間	講堂	市民(市内に 所在地がある 法人を含む。)	400円	市民(市内に 所在地がある 法人を含む。)	400円
			市民以外	600円	市民以外	600円
			市民(市内に 所在地がある 法人を含む。)	4,000円	市民(市内に 所在地がある 法人を含む。)	4,000円
1階展示室0	1日	展示室0	1日	4,000円	6,000円	
3階ラウンジ	1日	ラウンジ	1日	5,000円	7,500円	
3階茶室(立礼式含む。)	1日	茶室(立礼式含む。)	1日	5,000円	7,500円	
備品等				規則で定める額		
備考				備考		
				(略)		

議案第134号

備前市港湾区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

備前市港湾区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市港湾区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例

備前市港湾区域占用料等徴収条例(平成19年備前市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

工作物設置	1㎡につき1年	90円
-------	---------	-----

 を

「

船舶係留又は工作物設置	1㎡につき1年	105円
-------------	---------	------

 に改める。」

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行し、同日以後の許可に係る占用料から適用する。

議案第134号参考資料
備前市港湾区域占用料等徴収条例新旧対照表

改 正 案				現 行					
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)					
区分	占用目的	単位	金額	備考	区分	占用目的	単位	金額	備考
占用料	船舶係留又は工作物設置	1m ² につき1年	105円		占用料	工作物設置	1m ² につき1年	90円	
	電柱類建設	1本につき1年	360円	1 支柱及び支線とも各1本とみなす。 2 H型の場合は、2本とみなす。 3 鉄塔又は管柱3本以上をもって組み立てたものは、4本とみなす。		電柱類建設	1本につき1年	360円	1 支柱及び支線とも各1本とみなす。 2 H型の場合は、2本とみなす。 3 鉄塔又は管柱3本以上をもって組み立てたものは、4本とみなす。
	管類埋架設	1mにつき1年	40円	外径0.5m以上のものは、工作物とみなす。		管類埋架設	1mにつき1年	40円	外径0.5m以上のものは、工作物とみなす。
	貯木	1m ² につき1年	80円			貯木	1m ² につき1年	80円	
	工作物設置	1aにつき1年	55円			工作物設置	1aにつき1年	55円	
	を伴わない水域占用					を伴わない水域占用			

土砂採取料	1m ³ につき	45円	土砂採取料	1m ³ につき	45円
備考 (略)			備考 (略)		

議案第135号

備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例

備前市水道事業給水条例(平成17年備前市条例第211号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第135号参考資料
備前市水道事業給水条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(工事の施行)</p> <p>第10条 給水装置工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第10条 給水装置工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する。</p> <p>2～5 (略)</p>

議案第136号

備前市職員等の旅費に関する条例の制定について

備前市職員等の旅費に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市職員等の旅費に関する条例

備前市職員等の旅費に関する条例(平成17年備前市条例第59号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)等に対して支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、法律又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 出張 職員が、公務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(2) 赴任 新たに採用された職員のうち、市の要請により国家公務員又は地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者その他任命権者が認める者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命じられた職員のうち、市町村

にわたって転任を命じられた者その他任命権者が認める者がその転任に伴う移転のため、旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。

- (3) 帰住 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第2条第1項で定めるもの(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務等を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する区域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対して旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準じる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることのできる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。同項及

び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他市長が必要と認める場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故、天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、この喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項を記載するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、速やかに、旅行命令簿等に当該事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 第4項に規定する旅行命令簿等の記載事項及び様式は、市長が別に定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更を申請せず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類及び支給額)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(鉄道費)

第7条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

3 第1項第2号に掲げる急行料金及び同項第3号に掲げる座席指定料金は、片道100キロメートル以上の旅行に限り支給する。

(船賃)

第8条 船賃の額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するとき
は、最下級の運賃の額とする。

(車賃)

第10条 車賃の額は、1キロメートル当たり20円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他
やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、その
実費により支給する。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、通算した旅程に1キロメートル未満の端数を
生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、宿泊地の区分に応じた別表第
1の額とする。

(包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額
は、当該移動に係る第7条から第10条までに規定する交通費の額及び当該宿泊に係る前条に
規定する宿泊費の額の合計額とする。

(宿泊手当)

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜
につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、
前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定
額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1
の額

(転居費)

第14条 転居費は、赴任に伴う転居について支給するものとし、その額は、次の各号に規定す
る額による。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命じられた日において同居している者に限る。次号及び第3号並
びに第2項において同じ。)を移転する場合は、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた
別表第2の定額による額(現実の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たな
い場合は、その現実の路程に応じた同表の定額による額)
- (2) 赴任の際家族を移転しない場合は、前号に掲げる額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際家族を移転しないが、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を移転する場合は、前号に掲げる額に相当する額(赴任の後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合は、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、家族を移転した際における転居費の定額が職員が赴任した際の転居費の定額と異なるときは、同額の額は、家族を移転した際における転居費の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後滞在費)

第15条 着後滞在費は、赴任に伴う転居について支給することができるものとし、その額は、5夜分以内の宿泊費及び宿泊手当の合計額とし、その支給については、その都度市長が別に定める。

(家族移転費)

第16条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について、移動及び宿泊に対する対価並びに宿泊手当並びに着後滞在費を支給するものとし、その額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際家族(赴任を命じられた日において同居している者に限る。次号及び第3項において同じ。)を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合は、家族1人ごとにその移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の3分の2に相当する額

イ 6歳以上12歳未満の者については、アに掲げる額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第14条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、家族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることはできない。

2 前項の規定により宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の額を合計する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命じられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、家族移転費の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における家族とみなし

て、前2項の規定を適用する。

(旅費の計算)

第17条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第18条 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(旅費請求の手續)

第19条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書を当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支払者」という。)に提出しなければならない。この場合において、支払者が必要と認めて指示する書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費の額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支払者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する請求書及び前項に規定する期間は、市長が別に定める。

(証人等の旅費)

第20条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、法律又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、職員に対して支給する旅費に準じてその都度市長が定める。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合は、次に規定する旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合は、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地と

みなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第16条第1項第1号の規定に準じて計算した遺族の居住地から帰住地までの第7条から第10条までに規定する交通費とする。この場合において、同号中「赴任を命じられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

3 遺族が、前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(研修、講習等の旅費)

第23条 研修、講習、見学その他これらに類する目的のため旅行を必要とする場合の旅費は、その旅行の経路、路程、内容等によって個々の場合につき市長が定める額を支給することができる。ただし、その額は、この条例で定める基準を超えることができない。

(旅費の年度区分等)

第24条 移動中における年度の経過等のため旅費を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、当該各費用について、第7条から第10条まで並びに第17条及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第11条、第12条、第15条及び第16条並びに第17条及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第26条 任命権者は、この条例による旅費が、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、明らかに不足し、又は超過すると認められる場合においては、市長と協議して、旅費の全部又は一部を増額し、若しくは減額して支給することができる。

第27条 市の経費以外の経費から旅費が支給される旅行にあつては、この条例に定める旅費を

支給しない。ただし、その旅費の額が、この条例に定める旅費の額より少ないときは、その差額を支給することができる。

(外国旅行)

第28条 外国旅行の旅費については、国家公務員の例に準じてその都度市長が定める。

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の備前市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の備前市職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(備前市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

5 備前市固定資産評価審査委員会条例(平成17年備前市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条中「平成17年備前市条例第59号」を「令和7年備前市条例第 号」に改める。

(備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

6 備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年備前市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の額」を削り、「、車賃、航空賃、日当及び宿泊料」を「、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第2項中「別表のとおり」を「備前市職員等

の旅費に関する条例(令和7年備前市条例第 号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額」に改める。

別表中「第2条、第3条関係」を「第2条関係」に改め、費用弁償の欄を削る。

(備前市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 備前市証人等の費用弁償に関する条例(平成17年備前市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「前条の費用弁償として旅費及び1日6,500円の日当を支給する」を「前条に規定する費用弁償は、証人等が出頭し、参加し、又は旅行した場合の費用とし、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする」に改め、同条第2項中「旅費は、備前市職員の旅費に関する条例(平成17年備前市条例第59号)に定める職員の旅費相当額とする」を「前項の額は、備前市職員等の旅費に関する条例(令和7年備前市条例第号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額とする」に改める。

(備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 8 備前市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年備前市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条中「、日当及び宿泊料」を「、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「別表第2のとおり」を「備前市職員等の旅費に関する条例(令和7年備前市条例第 号)の規定に基づき職員が支給を受ける額」に改める。

別表第1を別表とし、別表第2を削る。

(備前市消防団の定員、給与、サービス等に関する条例の一部改正)

- 9 備前市消防団の定員、給与、サービス等に関する条例(平成17年備前市条例第224号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「備前市職員の旅費に関する条例(平成17年備前市条例第59号)の例により費用弁償を支給する」を「その費用を弁償する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項に規定する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、備前市職員等の旅費に関する条例(令和7年備前市条例第 号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額とする。

(備前市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

- 10 備前市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成27年備前市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「。以下「備前市長の給与条例」という。」を削る。

第7条第2項中「及び額は、備前市長の給与条例の例による」を「は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、備前市職員等の旅費に関する条例(令和7年備前市条例第 号)の規定に基づき職員が支給を受ける額とする」に改める。

(備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 11 備前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年備前市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「旅行に係る費用弁償の額は、備前市職員の旅費に関する条例(平成17年備前市条例第59号)の適用を受ける職員の例による」を「旅行に係る費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、備前市職員等の旅費に関する条例(令和7年備前市条例第 号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額とする」に改める。

(備前市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 12 備前市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(令和5年備前市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

別表第1(第11条関係)

宿泊地の都道府県	基準額
埼玉県、東京都、京都府	19,000円
福岡県	18,000円
千葉県	17,000円
神奈川県、新潟県	16,000円
香川県	15,000円
熊本県	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	8,000円

別表第2(第14条関係)

区分	鉄道100キロメートル以上 300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上 500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満
支給額	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路(鉄道を除く。)4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

議案第137号

備前市瀬戸内市監査委員事務局の職員の給与の取扱いに関する条例の制定について

備前市瀬戸内市監査委員事務局の職員の給与の取扱いに関する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市瀬戸内市監査委員事務局の職員の給与の取扱いに関する条例

備前市瀬戸内市監査委員事務局の職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の13において準用する同法第252条の9第3項第2号の方法による選任時に瀬戸内市職員の給与に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第46号。以下「瀬戸内市給与条例」という。)の適用を受ける瀬戸内市の職員であった者に限る。以下「特定職員」という。)の給与の額については、備前市職員の給与に関する条例(平成17年備前市条例第57号)その他備前市の職員に適用のある給与に関する条例、規則その他の規程の規定にかかわらず、当該特定職員が引き続き瀬戸内市給与条例の適用を受けるものとみなして瀬戸内市給与条例その他瀬戸内市の職員に適用のある給与に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算定する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第138号

備前市小規模企業者及び中小企業者振興条例の制定について

備前市小規模企業者及び中小企業者振興条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市小規模企業者及び中小企業者振興条例

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業者及び中小企業者の振興に関し、その基本となる理念及び方針を定めるとともに、市、小規模企業者等、大企業者、商工団体、金融機関、学校、学術研究機関及び市民の役割等を明らかにし、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者等 小規模企業者及び中小企業者をいう。
- (4) 大企業者 小規模企業者等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 商工団体 商工会法(昭和35年法律第89号)の規定に基づく商工会及び商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定に基づく商工会議所であって、市内に事務所を有するもの

をいう。

(6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融機関であつて、市内の小規模企業者等の事業活動に対し、融資等の必要な支援を行うものをいう。

(7) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第29条、第45条、第50条及び第72条に規定する学校であつて、市内に所在するものをいう。

(8) 学術研究機関 市内で学術研究を行う者(学校教育法第83条に規定する大学を含む。)及び本市と包括連携協定を締結している大学をいう。

(9) 市民 市内に在住する者をいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業者等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1) 小規模企業者等の自主的かつ創造的な事業活動が尊重され、及び助長されること。

(2) 小規模企業者等の成長及び持続的な発展が図られること。

(3) 地域に根差した産業の振興及び地域資源を活用した産業の振興が推進されること。

(4) 市、小規模企業者等、大企業者、商工団体、金融機関、学校、学術研究機関及び市民の相互の連携及び協力が行われること。

(5) 市の産業構造及び地域の特性に配慮すること。

(6) 社会経済環境の変化に円滑に対応すること。

(小規模企業者等の役割)

第4条 小規模企業者等は、社会経済情勢の変化に対応して自主的に事業活動の向上及び改善に努めるものとする。

2 小規模企業者等は、事業活動を行うに当たり、自主的に経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、被雇用者が働きがい又は生きがいを実感できる職場づくりに努めるものとする。

3 小規模企業者等は、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 小規模企業者等は、市内の他の事業者との連携に努めるとともに、市内で生産され、製造され、又は加工される製品及び市内で提供される役務の利用に努めるものとする。

5 小規模企業者等は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、小規模企業者等の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを理解し、小規模企業者等との連携を図るとともに、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、小規模企業者等が生産し、製造し、又は加工する製品及び提供する役務の利用に努めるものとする。

(商工団体の役割)

第6条 商工団体は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 小規模企業者等の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (2) 小規模企業者等に対し、事業活動に有効な国、県、市等の施策及び支援事業の情報を提供するとともに、経営改善、創業及び事業承継等の支援に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、小規模企業者等に対し、有益な情報提供、経営相談等の支援に努めるとともに、円滑な資金の調達及び経営の改善に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、教育を通じて、地域の産業について、人々の生活との関連を踏まえて理解が進むよう努めるものとする。

(学術研究機関の役割)

第9条 学術研究機関は、小規模企業者等が行う新商品及び新技術の開発等の支援、研究開発の協力等、産学連携の促進に努めるとともに、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、小規模企業者等が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、小規模企業者等が生産し、製造し、又は加工する製品及び提供する役務を利用し、小規模企業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第11条 市は、第3条の基本理念にのっとり、市の実情に応じた小規模企業者等の振興に関する施策を総合的に推進するものとし、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

2 市は、小規模企業者等が豊かな地域社会づくりへの貢献又は地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、市民の理解が深まるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の規定による施策の実施に当たっては、国、県、商工団体等と連携及び協力を図ることにより、効果的に実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、小規模企業者等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第139号

第3次備前市総合計画(後期基本計画)の策定について

第3次備前市総合計画(後期基本計画)を策定したいので、備前市まちづくり基本条例(平成22年備前市条例第11号)第15条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

議案第140号

備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置規約の変更について

備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置規約の一部を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置規約の一部を変更する規約

備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置規約の一部を次のように変更する。

第4条の次に次の1条を加える。

(事務局の職員の給与の取扱い)

第4条の2 事務局の職員の給与は、前条第1項の規定による任命時に当該職員が属する地方公共団体の条例及び規則の規定に基づき支給される額を、幹事市が支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この規約の施行のために必要な準備行為は、この規約の施行の日前においても行うことができる。

議案第140号参考資料
備前市瀬戸内市監査委員事務局共同設置規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(事務局の職員の任命方法) 第4条 事務局の職員は、主たる執務場所の存する市(以下「幹事市」という。)の代表監査委員がこれを任命する。 2～4 (略) <u>(事務局の職員の給与の取扱い)</u> 第4条の2 <u>事務局の職員の給与は、前条第1項の規定による任命時に当該職員が属する地方公共団体の条例及び規則の規定に基づき支給される額を、幹事市が支給する。</u></p>	<p>(事務局の職員の任命方法) 第4条 事務局の職員は、主たる執務場所の存する市(以下「幹事市」という。)の代表監査委員がこれを任命する。 2～4 (略)</p>

議案第141号

岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村
総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岡山
県市町村総合事務組合から岡山県中部環境施設組合が脱退することを承認するとともに、岡山
県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合規約(平成17年岡山県指令市第1号)の一部を次のように変更する。

別表第1中 「岡山県市町村税整理組合
岡山県中部環境施設組合」 を「岡山県市町村税整理組合」に、「備南競艇事業
組合」を「備南ボートレース事業組合」に改める。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「，岡山県中部環境施設組合」を削り、同表第3条第
2号及び第3号に関する事務の項中「，岡山県中部環境施設組合」を削り、「備南競艇事業組合」
を「備南ボートレース事業組合」に改め、同表第3条第4号に関する事務の項中「，岡山県中部
環境施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1並びに別表第2第3条第2号及び
第3号に関する事務の項中「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改める改
正規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第 141 号参考資料

岡山市町村総合事務組合規約新旧対照表

改 正 案	現 行
別表第 1 (第 2 条関係)	別表第 1 (第 2 条関係)
岡 山 市 瀬 戸 内 市 苫田郡 鏡 野 町	岡 山 市 瀬 戸 内 市 苫田郡 鏡 野 町
倉 敷 市 赤 磐 市 勝田郡 勝 央 町	倉 敷 市 赤 磐 市 勝田郡 勝 央 町
津 山 市 真 庭 市 奈 義 町	津 山 市 真 庭 市 奈 義 町
玉 野 市 美 作 市 英田郡 西 栗 倉 村	玉 野 市 美 作 市 英田郡 西 栗 倉 村
笠 岡 市 浅 口 市 久米郡 久 米 南 町	笠 岡 市 浅 口 市 久米郡 久 米 南 町
井 原 市 和気郡 和 気 町 美 咲 町	井 原 市 和気郡 和 気 町 美 咲 町
総 社 市 都窪郡 早 島 町 加賀郡 吉備中央町	総 社 市 都窪郡 早 島 町 加賀郡 吉備中央町
高 梁 市 浅口郡 里 庄 町	高 梁 市 浅口郡 里 庄 町
新 見 市 小田郡 矢 掛 町	新 見 市 小田郡 矢 掛 町
備 前 市 真庭郡 新 庄 村	備 前 市 真庭郡 新 庄 村
旭東用排水組合	旭東用排水組合
備南衛生施設組合	備南衛生施設組合
勝英衛生施設組合	勝英衛生施設組合
旭川中部衛生施設組合	旭川中部衛生施設組合
和気・赤磐環境衛生施設組合	和気・赤磐環境衛生施設組合
岡山市久米南町国民健康保険病院組合	岡山市久米南町国民健康保険病院組合
和気老人ホーム組合	和気老人ホーム組合
岡山県市町村税整理組合	岡山県市町村税整理組合
<hr/>	<u>岡山県中部環境施設組合</u>
津山圏域衛生処理組合	津山圏域衛生処理組合
久米老人ホーム組合	久米老人ホーム組合
井原地区消防組合	井原地区消防組合
勝田郡老人福祉施設組合	勝田郡老人福祉施設組合
東備消防組合	東備消防組合
柵原吉井特別養護老人ホーム組合	柵原吉井特別養護老人ホーム組合
大正池水利組合	大正池水利組合
田原用水組合	田原用水組合
柵原, 吉井, 英田火葬場施設組合	柵原, 吉井, 英田火葬場施設組合
津山広域事務組合	津山広域事務組合
高梁地域事務組合	高梁地域事務組合
岡山県市町村総合事務組合	岡山県市町村総合事務組合
岡山市久米南町衛生施設組合	岡山市久米南町衛生施設組合
津山圏域消防組合	津山圏域消防組合
岡山県後期高齢者医療広域連合	岡山県後期高齢者医療広域連合
岡山県井原地区清掃施設組合	岡山県井原地区清掃施設組合
湛井十二箇郷組合	湛井十二箇郷組合

総社広域環境施設組合 <u>備南ボートレース事業組合</u> 津山圏域資源循環施設組合 八ヶ郷合同用水組合 円城財産区 新山財産区 津賀財産区 星田財産区 黒木財産区 西水砂財産区 別表第2（第3条関係）		総社広域環境施設組合 <u>備南競艇事業組合</u> 津山圏域資源循環施設組合 八ヶ郷合同用水組合 円城財産区 新山財産区 津賀財産区 星田財産区 黒木財産区 西水砂財産区 別表第2（第3条関係）	
第3条第1号 に関する事務	井原市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合，和気・赤磐環境衛生施設組合，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合_____，久米老人ホーム組合，井原地区消防組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，田原用水組合，柵原，吉井，英田火葬場施設組合，高梁地域事務組合，岡山県市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，津山圏域消防組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，津山圏域資源循環施設組合	第3条第1号 に関する事務	井原市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合，和気・赤磐環境衛生施設組合，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合， <u>岡山県中部環境施設組合</u> ，久米老人ホーム組合，井原地区消防組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，田原用水組合，柵原，吉井，英田火葬場施設組合，高梁地域事務組合，岡山県市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，津山圏域消防組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，津山圏域資源循環施設組合
第3条第2号 及び第3号に に関する事務	玉野市，井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合，和気・赤磐環境衛生施設組合，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合_____	第3条第2号 及び第3号に に関する事務	玉野市，井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合，和気・赤磐環境衛生施設組合，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合， <u>岡山県中部環境施設組</u>

	<p>一、津山圏域衛生処理組合、久米老人ホーム組合、井原地区消防組合、勝田郡老人福祉施設組合、東備消防組合、柵原吉井特別養護老人ホーム組合、大正池水利組合、田原用水組合、柵原、吉井、英田火葬場施設組合、津山広域事務組合、高梁地域事務組合、岡山市市町村総合事務組合、岡山市久米南町衛生施設組合、津山圏域消防組合、岡山県後期高齢者医療広域連合、岡山県井原地区清掃施設組合、湛井十二箇郷組合、総社広域環境施設組合、備南ボートレース事業組合、八ヶ郷合同用水組合、円城財産区、新山財産区、津賀財産区、星田財産区、黒木財産区、西水砂財産区</p>		<p>合、津山圏域衛生処理組合、久米老人ホーム組合、井原地区消防組合、勝田郡老人福祉施設組合、東備消防組合、柵原吉井特別養護老人ホーム組合、大正池水利組合、田原用水組合、柵原、吉井、英田火葬場施設組合、津山広域事務組合、高梁地域事務組合、岡山市市町村総合事務組合、岡山市久米南町衛生施設組合、津山圏域消防組合、岡山県後期高齢者医療広域連合、岡山県井原地区清掃施設組合、湛井十二箇郷組合、総社広域環境施設組合、備南競艇事業組合_____、八ヶ郷合同用水組合、円城財産区、新山財産区、津賀財産区、星田財産区、黒木財産区、西水砂財産区</p>
第3条第4号に関する事務	<p>高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、旭東用排水組合、備南衛生施設組合、勝英衛生施設組合、旭川中部衛生施設組合、和気・赤磐環境衛生施設組合、岡山市久米南町国民健康保険病院組合、和気老人ホーム組合、岡山市市町村税整理組合_____、久米老人ホーム組合、勝田郡老人福祉施設組合、東備消防組合、柵原吉井特別養護老人ホーム組合、田原用水組合、柵原、吉井、英田火葬場施設組合、高梁地域事務組合、岡山市市町村総合事務組合、岡山市久米南町衛生施設組合、岡山県後期高齢者医療広域連合、津山圏域資源循環施設組合</p>	第3条第4号に関する事務	<p>高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、旭東用排水組合、備南衛生施設組合、勝英衛生施設組合、旭川中部衛生施設組合、和気・赤磐環境衛生施設組合、岡山市久米南町国民健康保険病院組合、和気老人ホーム組合、岡山市市町村税整理組合、<u>岡山県中部環境施設組合</u>、久米老人ホーム組合、勝田郡老人福祉施設組合、東備消防組合、柵原吉井特別養護老人ホーム組合、田原用水組合、柵原、吉井、英田火葬場施設組合、高梁地域事務組合、岡山市市町村総合事務組合、岡山市久米南町衛生施設組合、岡山県後期高齢者医療広域連合、津山圏域資源循環施設組合</p>
第3条第5号に関する事務	略	第3条第5号に関する事務	略

議案第142号

岡山県市町村税整理組合を組織する地方公共団体数の増加及び岡山県市町村税整理組合同規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和8年4月1日をもって岡山県市町村税整理組合に井原市が加入することを承認するとともに、岡山県市町村税整理組合同規約を次のとおり変更する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

岡山県市町村税整理組合同規約の一部を変更する規約

第1条 岡山県市町村税整理組合同規約の一部を次のように変更する。

第3条中「市町村税,」の次に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金,」を加える。

第2条 岡山県市町村税整理組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1中 「

笠岡市

」 を 「

笠岡市
井原市

」 に改める。

別表第2中 「

笠岡市

」 を 「

笠岡市
井原市

」 に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

岡山県市町村税整理組合規約新旧対照表（令和8年4月1日施行）

改 正 後	改 正 前																																																																																																																		
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、地方税法(昭和25年法律第26号)第5条に定める市町村税，<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金</u>，地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づく徴収金，土地改良法(昭和24年法律第195号)第39条第3項の規定に基づく徴収金及び農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第87条の2の規定に基づく徴収金，並びにその延滞金，延滞加算金，督促手数料，不申告加算金，過少申告加算金，重加算金及び滞納処分費(以下「市町村税等」という。)の滞納整理に関し，次の事務を共同処理する。</p> <p>(以下略)</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">備前地区</td><td colspan="2">備中地区</td><td colspan="2">美作地区</td></tr> <tr><td colspan="2">玉野市</td><td colspan="2">笠岡市</td><td colspan="2">真庭市</td></tr> <tr><td colspan="2">備前市</td><td colspan="2">井原市</td><td colspan="2">美作市</td></tr> <tr><td colspan="2">瀬戸内市</td><td colspan="2">総社市</td><td>真庭郡</td><td>新庄村</td></tr> <tr><td colspan="2">赤磐市</td><td colspan="2">高梁市</td><td>苫田郡</td><td>鏡野町</td></tr> <tr><td>和気郡</td><td>和気町</td><td colspan="2">新見市</td><td>勝田郡</td><td>勝央町</td></tr> <tr><td>加賀郡</td><td>吉備中央町</td><td colspan="2">浅口市</td><td>〃</td><td>奈義町</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>都窪郡</td><td>早島町</td><td>英田郡</td><td>西粟倉村</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>浅口郡</td><td>里庄町</td><td>久米郡</td><td>久米南町</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>小田郡</td><td>矢掛町</td><td></td><td></td></tr> </table>	備前地区		備中地区		美作地区		玉野市		笠岡市		真庭市		備前市		井原市		美作市		瀬戸内市		総社市		真庭郡	新庄村	赤磐市		高梁市		苫田郡	鏡野町	和気郡	和気町	新見市		勝田郡	勝央町	加賀郡	吉備中央町	浅口市		〃	奈義町			都窪郡	早島町	英田郡	西粟倉村			浅口郡	里庄町	久米郡	久米南町			小田郡	矢掛町			<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は，地方税法(昭和25年法律第26号)第5条に定める市町村税，地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づく徴収金，土地改良法(昭和24年法律第195号)第39条第3項の規定に基づく徴収金及び農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第87条の2の規定に基づく徴収金，並びにその延滞金，延滞加算金，督促手数料，不申告加算金，過少申告加算金，重加算金及び滞納処分費(以下「市町村税等」という。)の滞納整理に関し，次の事務を共同処理する。</p> <p>(以下略)</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">備前地区</td><td colspan="2">備中地区</td><td colspan="2">美作地区</td></tr> <tr><td colspan="2">玉野市</td><td colspan="2">笠岡市</td><td colspan="2">真庭市</td></tr> <tr><td colspan="2">備前市</td><td colspan="2">総社市</td><td colspan="2">美作市</td></tr> <tr><td colspan="2">瀬戸内市</td><td colspan="2">高梁市</td><td>真庭郡</td><td>新庄村</td></tr> <tr><td colspan="2">赤磐市</td><td colspan="2">新見市</td><td>苫田郡</td><td>鏡野町</td></tr> <tr><td>和気郡</td><td>和気町</td><td colspan="2">浅口市</td><td>勝田郡</td><td>勝央町</td></tr> <tr><td>加賀郡</td><td>吉備中央町</td><td>都窪郡</td><td>早島町</td><td>〃</td><td>奈義町</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>浅口郡</td><td>里庄町</td><td>英田郡</td><td>西粟倉村</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>小田郡</td><td>矢掛町</td><td>久米郡</td><td>久米南町</td></tr> </table>	備前地区		備中地区		美作地区		玉野市		笠岡市		真庭市		備前市		総社市		美作市		瀬戸内市		高梁市		真庭郡	新庄村	赤磐市		新見市		苫田郡	鏡野町	和気郡	和気町	浅口市		勝田郡	勝央町	加賀郡	吉備中央町	都窪郡	早島町	〃	奈義町			浅口郡	里庄町	英田郡	西粟倉村			小田郡	矢掛町	久米郡	久米南町
備前地区		備中地区		美作地区																																																																																																															
玉野市		笠岡市		真庭市																																																																																																															
備前市		井原市		美作市																																																																																																															
瀬戸内市		総社市		真庭郡	新庄村																																																																																																														
赤磐市		高梁市		苫田郡	鏡野町																																																																																																														
和気郡	和気町	新見市		勝田郡	勝央町																																																																																																														
加賀郡	吉備中央町	浅口市		〃	奈義町																																																																																																														
		都窪郡	早島町	英田郡	西粟倉村																																																																																																														
		浅口郡	里庄町	久米郡	久米南町																																																																																																														
		小田郡	矢掛町																																																																																																																
備前地区		備中地区		美作地区																																																																																																															
玉野市		笠岡市		真庭市																																																																																																															
備前市		総社市		美作市																																																																																																															
瀬戸内市		高梁市		真庭郡	新庄村																																																																																																														
赤磐市		新見市		苫田郡	鏡野町																																																																																																														
和気郡	和気町	浅口市		勝田郡	勝央町																																																																																																														
加賀郡	吉備中央町	都窪郡	早島町	〃	奈義町																																																																																																														
		浅口郡	里庄町	英田郡	西粟倉村																																																																																																														
		小田郡	矢掛町	久米郡	久米南町																																																																																																														

別表第2

地区名	市郡名	選挙すべき議員数
備前地区	玉野市	2名
	備前市	
	瀬戸内市	
	赤磐市	
	和気郡	
	加賀郡	
備中地区	笠岡市	2名
	井原市	
	総社市	
	高梁市	
	新見市	
	浅口市	
	都窪郡	
	浅口郡	
	小田郡	
美作地区	真庭市	2名
	美作市	
	真庭郡	
	苫田郡	
	勝田郡	
	英田郡	
	久米郡	

別表第2

地区名	市郡名	選挙すべき議員数
備前地区	玉野市	2名
	備前市	
	瀬戸内市	
	赤磐市	
	和気郡	
	加賀郡	
備中地区	笠岡市	2名
	総社市	
	高梁市	
	新見市	
	浅口市	
	都窪郡	
	浅口郡	
	小田郡	
	美作地区	
美作市		
真庭郡		
苫田郡		
勝田郡		
英田郡		
久米郡		

議案第143号

備前市特別養護老人ホーム大ヶ池荘、備前市養護老人ホーム蕃山荘及び備前市
デイサービスセンター大ヶ池荘の指定管理者の指定について

次のとおり備前市特別養護老人ホーム大ヶ池荘、備前市養護老人ホーム蕃山荘及び備前市デ
イサービスセンター大ヶ池荘の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法
律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
備前市特別養護老人ホーム大ヶ池荘	社会福祉法人備前市社 会福祉事業団	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで
備前市養護老人ホーム蕃山荘		
備前市デイサービスセンター大ヶ池荘		

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 社会福祉法人備前市社会福祉事業団

代表者 理事長 長崎 信行

所 在 備前市伊部964番地1

(2) 団体の位置付け

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年社庶第121号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）に定めるところにより市が設立した法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

社会福祉法人備前市社会福祉事業団は、設立当初から市が設置する社会福祉施設を受託経営し、現在も備前市特別養護老人ホーム大ヶ池荘、備前市養護老人ホーム蕃山荘及び備前市デイサービスセンター大ヶ池荘の指定管理者であり、生活相談員、介護員等の専門員によるケア体制が確立されている。

社会福祉法人備前市社会福祉事業団は、市と常に連携を図りながら関係諸事業の推進に取り組み、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を営むことが出来るよう取り組んでいる。

これらの管理運営団体に変更となった場合、運営体制の変更等により入所者及び家族の不安や混乱などの影響が考えられ、事業の継続性の点からも社会福祉法人備前市社会福祉事業団が指定管理者として適当と認めた。

議案第144号

備前市デイサービスセンターしらうめ荘の指定管理者の指定について

次のとおり備前市デイサービスセンターしらうめ荘の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
備前市デイサービスセンターしらうめ荘	社会福祉法人備前市社会福祉協議会	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 社会福祉法人備前市社会福祉協議会
代表者 会長 竹内 史章
所 在 備前市東片上126番地

(2) 団体の位置付け

社会福祉法に定めるところにより設立された法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

社会福祉法人備前市社会福祉協議会は、備前市デイサービスセンターしらうめ荘の設置当初から管理運営の委託先であり、現在も当該施設の指定管理者である。

また、職員配置、サービス内容など安定した管理運営体制が確立されており、地域の住民や団体との交流を行うなど良好な実績をあげている。以上を踏まえ、事業の継続性の点からも社会福祉法人備前市社会福祉協議会が指定管理者として適当である。

議案第145号

頭島かた舟会館の指定管理者の指定について

次のとおり頭島かた舟会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
頭島かた舟会館	日生町漁業協同組合	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 日生町漁業協同組合
代表者 代表理事組合長 田丸 和彦
所 在 備前市日生町日生801番地4

(2) 団体の位置付け

水産業協同組合法の定めるところにより設立された協同組合

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

日生町漁業協同組合は、頭島かた舟会館の建設当初から長年にわたって常に市と連携し管理運営を行っている。また、頭島かた舟会館は同組合頭島支所事務所と併設されているため、効率的かつ的確に運営できることから指定管理者として適当である。

議案第146号

備前商工会館の指定管理者の指定について

次のとおり備前商工会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
備前商工会館	備前商工会議所	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 備前商工会議所

代表者 会頭 藤田 尚弘

所 在 備前市東片上230番地

(2) 団体の位置付け

商工会議所法に基づき設立された法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

備前商工会館は、建設以来、備前商工会議所が管理及び運営を行っている。同会議所においては、経営相談等専門指導員による指導体制が確立されており、会館の設置目的である地域産業の振興発展に寄与し、商工業者等の福祉増進に資することを踏まえ、同会議所による管理運営が最適と認められる。

議案第147号

日生観光情報センターサンバースの指定管理者の指定について

次のとおり日生観光情報センターサンバースの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名 称	指 定 する 団 体	指 定 の 期 間
日生観光情報センターサンバース	備前東商工会	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 備前東商工会

代表者 会長 横山 忠彦

所 在 備前市日生町寒河2570番地31

(2) 団体の位置付け

商工会法に基づき設立された法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

備前東商工会は、産業振興及び観光振興を推進するため、日生観光情報センターサンバースの建設当初から長年にわたって市及び観光協会等と連携している。

また、同商工会は、長年日生観光情報センターの指定管理者であることに加え、サンバースのある建物の区分所有者であり、建物全体の管理を行う上で、効率的かつ経済的な管理運営を行うことができることから、指定管理者として適当と認められる。

議案第148号

日生鹿久居島古代体験の郷まほろばの指定管理者の指定について

次のとおり日生鹿久居島古代体験の郷まほろばの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名 称	指 定 する 団 体	指 定 の 期 間
日生鹿久居島古代体験の郷まほろば	ベネフィットホテル株式会社	令和 8年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 ベネフィットホテル株式会社

代表者 代表取締役 濱岡 康太郎

所 在 広島県福山市霞町2丁目5番7号

(2) 団体の位置付け

会社法に基づき設立された営利を目的とする法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

恵まれた自然環境の中で、住民及び観光客等に古代の生活体験の場を提供し、産業振興及び青少年の健全育成等を図るなど、地域の活性化に寄与することを目的に、平成21年から長きに渡り、日生鹿久居島古代体験の郷まほろばを管理、運営している。

また、施設の経年劣化が進む中であっても、全体の建物管理や活用を行うことで、効率的かつ経済的な管理運営を行うことができることから、指定管理者として適当と認められる。

議案第149号

ふれあいの館かぜまちの指定管理者の指定について

次のとおりふれあいの館かぜまちの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名 称	指 定 する 団 体	指 定 の 期 間
ふれあいの館かぜまち	みしま海運株式会社	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 みしま海運株式会社

代表者 代表取締役 雄島 仁

所 在 備前市日生町日生241番地115

(2) 団体の位置付け

会社法に基づき設立された営利を目的とする法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

ふれあいの館かぜまちの所在土地は、日生諸島の定期連絡船を運航している大生汽船株式会社旧役員の所有で、大多府島民とも繋がりが強く、島民からの信頼もあることから、その関連会社であるみしま海運株式会社が指定管理者として適当と認められる。

また、みしま海運株式会社は、観光遊覧及びフェリーによる車両等の輸送も行っており、今後もふれあいの館かぜまちを管理運営する上で、豊かな自然と史跡を目的に大多府島を訪れる方々に満足のいく接遇を提供することで、大多府島の発展にも繋がっていくことが期待できる。

議案第150号

備前市教育集会所の指定管理者の指定について

次のとおり備前市教育集会所の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名 称	指 定 する 団 体	指 定 の 期 間
田井山教育集会所	田井山町内会	令和 8年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
大渕教育集会所	大渕西町内会	
麻宇那教育集会所	麻宇那西地区	
友延教育集会所	友延上地区	

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

1 指定管理者の概要

(1)

- ア 団体の名称、代表者及び所在
名 称 田井山町内会
代表者 阿比留 清次
所 在 備前市伊部1318番地7

- イ 団体の位置付け
当該地域住民で組織された団体

(2)

- ア 団体の名称、代表者及び所在
名 称 大淵西町内会
代表者 初治 道由
所 在 備前市東片上727番地

- イ 団体の位置付け
当該地域住民で組織された団体

(3)

- ア 団体の名称、代表者及び所在
名 称 麻宇那西地区
代表者 村上 浩二
所 在 備前市麻宇那54番地1

- イ 団体の位置付け
当該地域住民で組織された団体

(4)

- ア 団体の名称、代表者及び所在
名 称 友延上地区
代表者 檜崎 隆由
所 在 備前市友延798番地

- イ 団体の位置付け
当該地域住民で組織された団体

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

教育集会所は、地域における社会教育に資する活動を助長するための施設であり、建設経緯や管理の継続性などから、地元自治会による運営管理が適当と認められる。

議案第151号

備前市都市公園及び備前市体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり備前市都市公園及び備前市体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
備前市総合運動公園 (体育館、多目的競技場、多目的 広場、温水プール)	一般財団法人備前市施設管理 公社	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで
備前市伊部運動公園 (運動場、庭球場、多目的広場)		
備前市三石運動公園 (運動場、庭球場)		
備前市日生運動公園 (体育館、スポーツ広場、アーチ ェリー場)		
備前市浜山運動公園 (野球場、多目的広場、テニスコ ート、グラウンドゴルフ場)		
備前市日生武道場		
備前市吉永B&G海洋センター (体育館、武道場、グラウンド、 艇庫)		
備前市吉永テニスコート		

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 一般財団法人備前市施設管理公社
代表者 理事長 佐藤 将男
所 在 備前市久々井747番地

(2) 団体の位置付け

市の出捐により設立された一般財団法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

一般財団法人備前市施設管理公社は、市の出捐により設立された一般財団法人であり、常に市と連携を図りながら関係諸事業の推進に積極的に取り組んでいる。

市民の体力づくりと健康保持増進のために、市内の体育施設等の管理運営に長年にわたり取り組んでおり、指定管理者として指定することで、効率的な管理運営が図られるとともに、サービス向上が可能となるなどメリットは大きい。

議案第152号

車両撤去土地明渡し等請求に関する訴えの提起について

備前市営香登駅南駐車場(備前市香登西220番地4外)に放置された自動車の車両撤去土地明渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えを提起し、必要に応じて上訴、訴えの取下げ又は和解をするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

岡山市***** ○○ ○○(所有者及び使用者)

2 訴えの理由

備前市営香登駅南駐車場(3区画)に、相手方が所有及び使用する自動車3台が長期間放置されているため

3 請求の趣旨(要旨)

- (1) 相手方に対し、相手方が所有及び使用する自動車3台を備前市営香登駅南駐車場(3区画)から撤去し、土地の明渡しを求めるもの
- (2) 相手方に対し、使用料及び使用料相当損害金の支払いを求めるもの
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求めるもの

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

議案第153号

車両撤去土地明渡し等請求に関する訴えの提起について

備前斎場駐車場(備前市伊部1218番地外)に放置された自動車の車両撤去土地明渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えを提起し、必要に応じて上訴、訴えの取下げ又は和解をするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

岡山市***** ○○ ○○(所有者及び使用者)

2 訴えの理由

備前斎場駐車場に、相手方が所有及び使用する自動車1台が長期間放置されているため

3 請求の趣旨(要旨)

- (1) 相手方に対し、相手方が所有及び使用する自動車1台を備前斎場駐車場から撤去し、土地の明渡しを求めるもの
- (2) 相手方に対し、使用料相当損害金の支払いを求めるもの
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求めるもの

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

議案第154号

車両撤去土地明渡し等請求に関する訴えの提起について

備前市営中小路駐車場(備前市日生町日生1238番地1)に放置された自動車の車両撤去土地明渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えを提起し、必要に応じて上訴、訴えの取下げ又は和解をするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

倉敷市***** ○○ ○○(所有者)

岡山市***** ○○ ○○(使用者)

2 訴えの理由

備前市営中小路駐車場に、相手方らが所有又は使用する自動車1台が長期間放置されているため

3 請求の趣旨(要旨)

- (1) 相手方らに対し、相手方らが所有又は使用する自動車1台を備前市営中小路駐車場から撤去し、土地の明渡しを求めるもの
- (2) 相手方らに対し、使用料及び使用料相当損害金の支払いを求めるもの
- (3) 相手方らに対し、訴訟費用の負担を求めるもの

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行

議案第155号

車両撤去土地明渡し等請求に関する訴えの提起について

備前市国民健康保険市立日生病院駐車場(備前市日生町寒河2570番地51)に放置された自動車の車両撤去土地明渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えを提起し、必要に応じて上訴、訴えの取下げ又は和解をするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

広島市***** ○○ ○○(所有者及び使用者)

2 訴えの理由

備前市国民健康保険市立日生病院駐車場に、相手方が所有及び使用する自動車1台が長期間放置されているため

3 請求の趣旨(要旨)

- (1) 相手方に対し、相手方が所有及び使用する自動車1台を備前市国民健康保険市立日生病院駐車場から撤去し、土地の明渡しを求めるもの
- (2) 相手方に対し、使用料相当損害金の支払いを求めるもの
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求めるもの

令和7年12月3日提出

備前市長 長 崎 信 行